

第2期（令和3～6年度）第1回湧別町空き家等対策協議会議案

日 時 令和4年5月23日（月）
午後2時～
場 所 上湧別コミュニティセンター
1階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 会議成立確認

4. 副会長の指名について

5. 議 題

- (1) 会議の運営について
- (2) 空き家除却推進事業の実施状況について
- (3) 令和4年度空き家除却推進事業について
- (4) 空き家除却推進に係る新制度の検討について
- (5) 空き家情報の外部提供について
- (6) 空き家等対策計画の策定スケジュールについて

6. その他

7. 閉 会

第2期（令和3～6年度）第1回空家等対策協議会出席者構成

■空家等対策協議会委員

1. 適用条例 湧別町空家等対策協議会条例
2. 選任方法 町長の委嘱
3. 在職期間 令和3年10月1日～令和6年9月30日

区分	資格・役職	氏名	推薦団体	出欠
町長【会長】		刈田 智之		
地域住民	北町自治会長	横幕 廣志	湧別町自治会連合会	
〃	緑町自治会長	伊藤 章	〃	
学識経験者	司法書士	辻 香澄	釧路司法書士会	
〃	宅地建物取引士	牧野 秀昭	北海道宅地建物取引業協会北見支部	
〃	土地家屋調査士	畠山 恭雄	釧路土地家屋調査士会	
〃	建築士	長谷川隆敏	湧別建設業協会	
〃	社会福祉士	石川 克己	湧別町社会福祉協議会	
町長指名	道銀中湧別支店長	渡邊 道博		
〃	中湧別郵便局長	郡 祐司		

■関係職員

職名	氏名	職名	氏名
建設課長	岩佐 範行	建設課管理G主幹	宇佐美 大我

■事務局 企画財政課未来づくりグループ

職名	氏名	職名	氏名
未来づくり担当課長	斉藤 健悟	主任	島田 貴章
主幹	渡辺 政行	主事	高橋 幹太

5. 議 題

(1) 会議の運営について

- ①掌握事務 会議で協議する事項は、湧別町空家等対策協議会条例第3条各号に掲げるものとする。
- ②開催案内 会議の開催2週間前までに書面により通知。
- ③会議開催 平日の日中に開催し、会議時間は2時間以内とする。
- ④会 議 録 作成方法は要点筆記とし、公開は庁舎及び図書館並びに町公式ホームページにて行う。
- ⑤会議傍聴 住民等の傍聴を認める。
- ⑥そ の 他 協議事項に個人情報を含む場合、会議録の公開及び傍聴の実施を行わない。

(2) 空き家除却推進事業の実施状況について

- ①補助金交付（空き家除却）件数 105件（R2：44件、R3：61件）
- ②地区（所在地）別除却実績

地区名	除却件数	補助金額	地区名	除却件数	補助金額
港町	3件	300万円	旭	1件	96万円
曙町	1件	100万円	北兵村三区	3件	248万円
緑町	1件	100万円	北兵村二区	2件	168万円
栄町	6件	572万円	中湧別東町	2件	188万円
錦町	5件	456万円	中湧別北町	4件	283万円
川西	2件	200万円	中湧別中町	5件	427万円
信部内	1件	100万円	中湧別南町	14件	1,267万円
緑蔭	1件	100万円	北兵村一区	1件	100万円
登栄床	2件	200万円	上湧別屯田市街地	6件	584万円
東	3件	266万円	南兵村三区	2件	200万円
福島	1件	100万円	南兵村二区	2件	184万円
芭露	9件	843万円	南兵村一区	2件	200万円
上芭露	6件	564万円	開盛	5件	482万円
西芭露	1件	73万円	富美	1件	100万円
志撫子	3件	253万円	上富美	1件	56万円
計呂地	8件	762万円	札富美	1件	45万円
合 計	除却件数	105件	補助金額	9,617万円	

③アンケートの実施について

令和2年度に制度を活用して空き家の除却を行った方を対象として、除却後の土地の適切な管理を依頼するとともに制度に関するアンケートを実施。

- ・調査方法 対象者へのアンケート方式（郵送による配布・回収）
- ・調査対象 令和2年度に空き家除却推進事業補助金の交付を受けた方44名
- ・調査期間 令和3年11月から12月末日
- ・回答件数 27件
- ・調査項目 制度がなかった場合の空き家の解体について、解体後の土地の活用方法、制度を知った方法、制度の改善点 等
- ・回答内容（抜粋）

問1. この制度がなければ、この度解体した空き家の解体をどうしていましたか。

	回答項目	件数	割合
1	制度がなくてもすぐに解体をしていた。	3	11.1%
2	制度がなくても将来的には解体をしていた。	10	37.0%
3	制度がなければ解体は考えていなかった。	5	18.5%
4	制度がなければ解体は出来なかった。	9	33.4%
	合 計	27	100.0%

問4. 解体後の土地の今後の活用方法などについて教えてください。

	回答項目	件数	割合
1	売却または賃貸をする予定（またはしている）。	7	25.9%
2	知人等に無償で譲渡する予定（またはしている）。	1	3.7%
3	宅地以外の用途で自ら（もしくは親族）が使用する予定（またはしている）。	2	7.4%
4	利用はせずに空き地として管理している。	6	22.2%
5	その他	9	33.4%
	未回答	2	7.4%
	合 計	27	100.0%

※その他の回答～借地のため返還6件、畑1件、農地1件、未定1件

問6. この制度を何で知りましたか。

	回答項目	件数	割合
1	町の広報誌・かわらばん	13	48.2%
2	町のホームページ	0	0.0%
3	町からの書面による通知	3	11.1%
4	親戚や知人からの紹介	6	22.2%
5	解体業者からの紹介	1	3.7%
6	その他	1	3.7%
	未回答	3	11.1%
	合 計	27	100.0%

(3) 令和4年度空き家除却推進事業について

①交付申請状況について

- ・申請受付期間 令和4年4月1日から5月20日まで
- ・申請受付件数 44件
- ・交付申請額 4,190万円（令和4年度予算額：4,000万円）
- ・交付対象一覧 資料1-1（一覧）・資料1-2（位置図）のとおり

②交付決定について

③今後の交付申請の受付等について

(4) 空き家除却推進に係る新制度の検討について

令和4年度をもって効力を失う現行制度に代わる新制度の設計について、検討を行う。（新制度の骨子案：資料2）

①補助対象となる建物の要件

②補助対象となる工事

③補助対象となる者

④補助対象経費と補助率と補助金額

(5) 空き家情報の外部提供について

町が収集し、保有する空き家所有者情報を外部に提供することにより、町と民間事業者の連携による空き家の流通、利活用の促進を図ることを目的とした仕組みづくりを行う。

①情報提供の仕組み

「空き家流通促進のための情報活用の取り組みについて」（資料3）のとおり

②マニュアルの作成について

町内外の宅地建物取引業者から意見聴取を行い「空き家流通促進のための情報活用マニュアル（案）」（資料4）を作成。

本協議会終了以降、正式版とし、公表する。

(6) 空き家等対策計画の策定スケジュールについて

湧別町空家等対策計画策定スケジュール（案）（資料5）

6. その他

○湧別町空家等対策協議会条例

平成30年9月25日

条例第23号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)

第7条第1項の規定に基づき、湧別町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断及び特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他空家等に関して町長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は町長をもって充てる。副会長は委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に報酬を支給する。

- 2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。
- 3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年湧別町条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、町長が定める機関において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成33年9月30日までとする。

(湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年湧別町条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略